

令和7年度北広島町脱炭素先行地域事業推進支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、北広島町が脱炭素先行地域計画を実施するにあたり、専門的な知識や技術等を活かし、町と連携して計画全体のマネジメントができる事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度北広島町脱炭素先行地域事業推進支援業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度北広島町脱炭素先行地域事業推進支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う
- (3) 履行場所 広島県山県郡北広島町一円
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月21日まで
- (5) 委託金額 8,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

2 業務の目的

本業務は、令和7年5月に環境省の第6回脱炭素先行地域の選定を受けた本町の脱炭素先行地域計画（以下「本事業」という。）を確実に実施するため、町と連携して計画全体のマネジメントができる事業者を選定することを目的とする。

3 プロポーザルの実施方法

- (1) プロポーザルは、本業務の業務委託予定業者（以下「委託予定業者」という。）を選定する。
- (2) 委託予定業者の選定にあたっては、北広島町の職員で組織する「令和7年度北広島町脱炭素先行地域事業推進支援業務委託予定業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行う。
- (3) プロポーザルへの参加資格については、参加申込書等を提出した者の参加資格要件を確認し、提出者へ通知を行う。
- (4) 選定委員会は、選定審査において、企画提案書を提出した者の中から本件業務の委託予定業者としてふさわしいものを特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）
- (5) 特定者が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合又は随意契約の見積書徴収において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続きを行うこととする。

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体（共同企業体は不可）で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者

②手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、北広島町の指名除外措置を受けている者

③施行令第167条の4第2項に該当する者で、町長が入札に参加させないこととした者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。

(2) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な体制を備えており、委託事業を的確に遂行できること。

(3) 北広島町入札参加資格者名簿（「建設コンサルタント」又は「役務」）に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。

(4) 個人情報取り扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

(5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に元請けとして受託した、次に示す「同種業務」又は「類似業務」について元請として1件以上の実績を有していること。

【同種業務】環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」、「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）」を活用した脱炭素先行地域づくり事業または重点対策加速化事業に採択された自治体の事業実施に係る支援業務

【類似業務】「脱炭素先行地域計画提案書」作成に関する

支援業務、地球温暖化対策や再生可能エネルギー推進に係る計画等の事業実施支援業務、建設プロジェクト等のマネジメント業務、その他類似と考えられる委託業務（計画策定のための業務は不可とする。）

(7) 次のいずれかの資格を有している管理技術者を配置できること。

一級施工管理技士、一級建築士、技術士の資格を有し、上記（6）に掲げる業務経験を1年以上有する者とする。

(8) 管理技術者又は主担当技術者に係る資格の加点評価

管理技術者又は主担当技術者の保有資格のうち、次のいずれかの資格を保有している場合は、加点評価する。

①技術士の資格については、総合技術管理部門：電気電子－電力・エネルギーシステム、建設－電力土木、施工計画、施工設備及び積算、電気・電子部門：電力・エネルギーシステム、建設部門：電力土木、施工計画、施工設備及び積算、建設環境の登録

②一般社団法人 建設コンサルタンツ協会のRCCM（電力土木、施工計画）、日本コンストラクション・マネジメント協会のCCMJの資格

5 プロポーザルのスケジュール

内容	日程（期限）	備考
募集開始	令和7年10月31日（金）	閲覧場所：北広島町ホームページ
質問受付	令和7年月7日（金）まで	提出方法：電子メール
質問回答期限	令和7年11月12日（水）まで	回答方法：北広島町ホームページ
参加申込書の提出	令和7年11月14日（金） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
参加承認通知	令和7年11月21日（金） 午後5時まで	通知方法：電子メール
企画提案書の提出期限	令和7年11月25日（火） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
選定審査会（プレゼンテーション）	令和7年12月1日（月）	北広島町役場本庁
審査結果の通知	令和7年12月8日（月）（予定）	通知方法：電子メール、 北広島町ホームページ

6 質問受付・回答

（1）質問方法

質問書（様式7）を作成し、電子メールに添付して提出すること。電話、FAX、口頭及び持参による質問は不可とする。

件名に「令和7年度北広島町脱炭素先行地域事業推進支援業務への質問」と記載し、電子メール送信後必ず電話により受信確認連絡をすること。

なお、本業務委託に係る質問以外は回答しない。

（2）送信先

「7 書類提出及び問い合わせ先」の電子メール番号による。

（3）回答方法

質問受付期日までに提出されたすべての質問の回答は、11月12日（水）までに随時、町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 書類提出及び問い合わせ先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場環境生活課ゼロカーボンタウン推進室

電話：0826-72-7365（内線1355）

電子メール：kitaeco@town.kitahiroshima.lg.jp

8 プロポーザルへの参加申込書の提出（資格審査）

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。

なお、参加申込後、参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式8）を提出すること。プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

＜共通＞

- （1）参加申込書（様式1）
- （2）会社概要説明書（様式2）
- （3）業務実績書（様式3）
- （4）技術者の経歴（様式4－1、様式4－2）

＜北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ＞

- （5）最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）
- （6）町税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- （7）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- （8）印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

9 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出手続き（選定審査）

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

（1）提出書類

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③業務実施体制（様式6）
- ④実施体制図（様式自由）
- ⑤工程表（様式自由）
- ⑥提案見積書（様式自由）

（2）作成方法

提出書類は、日本工業規格A4を用い、以下の点に注意し作成すること。

- ①企画提案書は、両面印刷、カラー可、20ページ以内、本文フォントサイズ10.5以上で作成すること。

企画提案書の作成にあたっては、仕様書の4 業務内容や本プロポーザル評価基準を踏まえて、取組内容の実現に向けた支援方針、適切な進捗管理や各取組の効果の最大化、事務負担軽減による事業の効率化などについて提案するほか、要求事項に対する手法や仕様書に記載のない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。

②実施体制図及び工程表は、仕様書に示す業務内容における実施方法、業務の進行など具体的に記載すること。業務の一部を再委託する場合は、再委託先の企業の名称と再委託しようとする作業の内容を記載すること。なお、業務の主たる部分を再委託することは原則として認めない。

③提案見積書は本事業に係る所要経費を全て見積もり、見積りの根拠となった明細を明らかにすること。

参加する事業者が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。（前記に加えて、消費税及び地方消費税相当額を見積書に記載することは差し支えない）

（3）提出部数および提出方法

持参又は郵送の場合は、7部（ただし「①企画提案書届出書」は1部のみでよい）作成し提出する。電子メールの場合は、「（1）提出書類①～⑥」の全てを1つのフォルダにまとめて提出する。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割し、分割送信すること。

提出先は、「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

11 審査

（1）審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会において総合的に評価を行い、特定者を選定する。ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても6割以上の評価に満たない場合は、選定委員会が対応を検討する。

① 実施日時 令和7年12月1日（月） ※別途連絡する。

② 場 所 北広島町役場 ※別途連絡する。

③ 所要時間 1者あたり質疑含めて30分程度（説明20分、質疑10分）

④ 説明資料 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書の記載内容等をプロジェクトに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

⑤ 説明機材 プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、大型モニター、HDMIケーブルは本町が用意する。

⑥ 出席者 プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。その際、管理技術者又は主担当技術者が、必ず出席すること。

（2）評価項目

別表「プロポーザルの審査基準」のとおり

12 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。同時に、特定者とその次点者の得点をホームページで公表する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

13 特定者との協議と契約締結

特定者は、町との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、仕様書の項目を追加、変更、あるいは削除する場合はある。また、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

14 その他

(1) 費用の負担

プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加申込書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②参加申込書及び企画提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ③参加申込書及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④参加申込書及び企画提案書に虚偽に内容が記載されている場合
- ⑤選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- ⑧北広島町から指名停止等の措置を受けている場合
- ⑨地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する場合
- ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑫破産法第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合。
- ⑬北広島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ⑭無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分
の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑮宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑯国税、地方税を滞納している場合
- ⑰その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められる場合

(4) 業務委託契約に関する事項

契約は、北広島町財務規則（平成17年規則第47号）に基づき行う。

①契約の方法

随意契約とする。

②業務委託契約約款

北広島町の定める「業務委託契約約款」を使用する。

③契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) その他

①参加事業者は、参加申込書及び企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

②企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、プロポーザルの審査及び記録としてのみ使用する。ただし、情報公開請求があった場合、北広島町情報公開条例第6条各号の公開しないことができる情報に該当しない場合、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがある。

③参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

⑤参加申込書及び企画提案書は返却しない。

⑥参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。

⑦企画提案者が1者であっても審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、特定者とする。

別表 プロポーザルの審査基準

企画提案書を特定するための審査基準は次のとおりとする。

審査項目		審査基準	配点
能力評価	実施体制	・業務を遂行するための実施体制（協力事業者等を含む）や役割分担、バックアップ体制が整っているか。	10
	専門知識等	・業務実施体制に記載されている従事予定者（協力事業者等を含む）が本業務を遂行できるだけの経験・実績を有しているか。	10
	保有資格等	・従事予定者が業務内容に有益な資格を有しているか。 【加点評価】 加点対象保有資格有+5 点	10 5
	業務の受注実績	関連業務の実績はあるか（最大 5 件） 【算式】 同種業務数×2.0+類似業務数×1.0	10
	小 計		45
提案評価	本業務の理解度	・本町の脱炭素先行地域計画を的確に理解しているか。 ・環境省の「脱炭素先行地域」の趣旨・制度について、十分な知識を有しているか。 ・本業務で求められている提案者の役割をを十分理解しているか。	10
	提案内の優位性、主体性、独自性	提案内容は、提案者の強みを活かし、独自性があり、かつ、実現可能性が高いものであるか。	20
	独自提案	仕様書にない提案など業務への積極的な姿勢がみられ、本町への業務支援方法が適格で協力的であるか。	15
	プレゼンテーション	専門的な知識があり、業務を任せられる信頼性があるか。 全体的な印象、熱意等	5
	小 計		50
価格	見積書		5
合 計			100

※選定審査における各委員の評価点の平均点が、高い順に順位を決定する。

※ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても 6 割以上の評価に満たない場合は、審査委員会が対応を検討する。